



皆さま、こんにちは！今年も真夏に入り猛暑が続きますが、もはや毎年のことになってしまいましたね。体力を消耗しがちですが、暴飲暴食を控え睡眠をしっかりとって体調管理を心がけましょうね！さて今回のニュースレターでは、国内の知財情報については「近年における化学分野の間接侵害の判決紹介」、海外の知財情報は2025年7月11日に施行された「【韓国】特許法施行規則等の改正」に関する記事を掲載いたします。

DOMESTIC INFORMATION

近年における化学分野の間接侵害の判決紹介

はじめに

2022年度日本弁理士会特許委員会では、「間接侵害を見据えた出願・訴訟戦略の検討」なるタイトルで間接侵害事件の検討・報告を行っています（<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4437>）。本報告では間接侵害について争いがあり判断された事件をピックアップして、これらの判決から読み取れる判断事項を抽出しています。そこで、上記報告の中から化学分野に関する事件を取り上げ、出願時等において取り得る対策を検討しました。まず今回の記事では、間接侵害の要件についておさらいいたします。

間接侵害の規定について

特許法第101条には、下記図に示すように、特定の行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなすと規定されています（第1号～第6号）。第1号～第3号は「物の発明」に関し、第4号～第6号は「製造方法」に関



	物の発明	製造方法の発明
「のみ品」 「専用品」	一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為	四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
「多機能型」	二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為	五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
「所持」	三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為	六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

します。左図では、主要な要件を赤字で示しています。第1号及び第4号は「のみ品」あるいは「専用品」の規定であり、第2号及び第5号は「多機能型」の規定、第3号及び第6号は「所持」の規定と称される場合があります。

なお、上記特許委員会の報告では、第3号及び第6号の「所持」について争点となった事件について開示はありませんでした。

「独立説」と「従属説」

また、間接侵害には、「独立説」という考え方と「従属説」という考え方があります。「独立説」は直接侵害が存在しない場合でも間接侵害単独で成立するとする説です。一方、「従属説」は、間接侵害の成立には直接侵害の存在を必要とする説です。

独立説	従属説
直接侵害が存在しない場合でも間接侵害単独で成立するとする説	間接侵害の成立には、直接侵害の存在を必要とする説

例えば、殺虫方法の特許で、業者が個人に殺虫剤を販売し、個人が殺虫方法を使用する事例があったとします。殺虫方法を使用する個人は、「業として」発明を実施する者に当たらないため直接侵害が成立しません。そのため、「従属説」を徹底すると直接侵害行為が存在しないため業者の間接侵害を問えないこととなってしまいます。

また、例えば、特許権者から実施の許諾を受けた者（ライセンシー）に、下請業者が専用部品を供給する事例を考えます。この場合、ライセンシーが特許の対象となる製品を生産する行為は直接侵害に当たらないが、独立説を徹底すると、ライセンシーの下請業者については、特許権者から許諾を受けず、専用部品を生産、供給している者として間接侵害に問われる可能性があることになってしまいます。そのため、実運用上では、「独立説」、「従属説」のどちらを是とするのではなく、判例、学説では、折衷的立場をとり、妥当な解釈がなされるよう図っているようです（「特許庁 第4回法制小委員会 配付資料」より）。～次号に続く～

韓国の特許法施行規則等の改正について

韓国の実務運用に関し、急遽2025年7月11日に特許法施行規則等が施行されました。今回の記事ではその主要部分について説明します。

①意見提出通知書に対する意見書提出期間の変更

従来、意見提出通知書（拒絶理由通知書;OA）の対応期限は出願人の国籍によらず一律に「2ヶ月（2ヶ月延長可）」となっていました。この対応期限は在外人によってあまりにも短期であり、また国際調和の観点から、弊所からも外部機関を通じて韓国特許庁に対応期限の長期化を幾度となく要望しておりました。

そしてこの度、2025年7月11日以降発行のOAでは、韓国および外国出願人のいずれであっても意見書及び補正書の提出期間が従来の「2ヶ月」から「4ヶ月」に変更されるようになりました。なお従来から可能であった「4ヶ月延長（疎明不要）」の制度も残っており、疎明不要の延長を含めて「8ヶ月」までに対応することが可能となりました。また、拒絶決定書に対する対応期間(3ヶ月)及び拒絶決定書に対する対応期間の延長可能期間(60日)は従来通りです。

また、今回の改正とは関係ありませんが、化学分野の特許出願では実験データ取得のために延長を申請する場合があります。しかし、実験データ取得を理由として延長申請を行っておきながら有効なデータに対応時に提示できなかった場合、良い結果が得られなかったと審査官に認識され、心証が悪くなる可能性があることに留意ください。また、延長には庁費用がかかることにも注意が必要です。1ヶ月目の延長費用は約2000円ですが、2ヶ月目の同費用は約4000円、3ヶ月目の同延長費用は約8000円、4ヶ月目同延長費用は約12000円となり、以降はひと月約25000円となるため、費用が嵩みます。場合によっては延長ではなく分割出願を行うことがコスト的にも有利となる可能性があります。その際は以下にて説明する分割出願の審査猶予と併せて採用することができます。

②分割出願の審査猶予

拒絶査定不服審判を請求する際、特許出願を継続させておくために保険として分割出願を行う戦略をとることがあります。ここで、拒絶査定不服審判の判断結果が出る前に分割出願の審査が始まってしまうと補正の方針を決定



することができずに審査が進行してしまい、十分な範囲の権利を取得することが難しくなってしまいます。そのため、従来では、分割出願についてOAが出た場合、「特許・実用新案審査事務取扱規程」第7条により、対応を行わず、親出願の審決が出るまで対応を延長するという手段がとられてきました。

しかし、今回の特許法・実用新案法施行規則の改正により、分割出願にすいて審査を猶予することができるようになりました。具体的には、7月11日以降に出願する分割出願において、分割出願の審査請求時または審査請求日から9カ月以内に審査猶予を申請することができます。また、審査猶予を申請する場合、審査を行う時点を選択する必要があります(審査請求日から2年～出願日から5年)。

③願書への発明者の国籍及び居住国の記載

発明者情報を正確に管理するために、特許出願時の願書に発明者の国籍及び居住国を必須で記載することが求められることになりました。これらの情報を記載していない場合は出願手続きができなくなります。

④発明者訂正の制限

真の発明者でない者を審査手続終了となってから発明者を追加することを防止するためです。特許査定以降、発明者の追加ができなくなります。但し、発明者の同一性が維持される場合には訂正が可能です。

まとめ

本記事では、特許法施行規則の改正のうち、主に4つの重要点を取り上げて説明しました。また、それらに付随した実務運用上の提案も行っております。より詳細な情報が必要でしたら、G-chemical (info@gchemical-ip.com)まで遠慮なくご連絡ください。